

09431P-00

合格への一歩  
はじめの一歩

2021  
年度版

TAC行政書士講座  
滝澤ななみ 編集協力

売上  
No. 1  
入門書

合格への  
はじめの一歩

# 行政書士

みんなが欲しかった!



フル  
カラー

これで  
**合・格**が見える!

# 本気でやさしい入門書

イラスト満載の楽しい

学習内容がざっくりしっかりわかる

オリエンテーション

入門講義

TAC出版  
TAC PUBLISHING group

### 本書における法令基準日および法改正情報

本書は、令和2年10月1日現在の施行法令および令和2年10月1日現在において令和3年4月1日までに施行される法令に基づいて作成しております。

なお、本書刊行後、令和3年4月1日施行の改正法令が成立した場合は、下記ホームページの「法改正情報」コーナーに、法改正情報を適宜掲載いたします。

TAC出版書籍販売サイト・サイバーブックストア  
<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

## はしがき

---

行政書士は、「**街の法律家**」として、非常に人気の高い国家資格です。2006年（平成18年）の試験制度の改革によって、従来に比べて、より法律専門職として色合いの濃い試験内容になりました。

この行政書士になるためには、まず試験に合格しなければなりません。行政書士試験は、出題の中心となる**法令科目**の5科目に加えて、**一般知識科目**として政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、そして文章理解からも出題があり、**出題範囲の広い国家試験**といえます。そこで、効率的・戦略的に学習を進めていくために必要となるのは、**合格後のイメージを持つこと**と、試験全体や各科目の**全体像を把握すること**です。

そのための第一歩となるのが本書です。本書は、タイトルの「合格へのはじめの一歩」とあるように、はじめて行政書士試験の学習に取り組もうとされる方に向けた1冊です。

「**オリエンテーション編**」で資格や試験の概要、学習方法などを紹介することにより合格への道筋と合格後のイメージを持てるようにするとともに、「**入門講義編**」で各科目の全体像から基本的事項を学習できるように構成しています。フルカラーでイラストや板書を豊富に収録しているので、わかりやすく、スムーズに学習を進めることができるでしょう。

必ずや、本書が合格への第一歩を踏み出す皆さんの道標になることと確信していますので、頑張ってください。

2020年10月

TAC行政書士講座

# CONTENTS

## オリエンテーション編

### 合格へのはじめの一步 スタートアップ講座

- 1 行政書士になるまで ..... (8)
- 2 行政書士とはどんな資格? ..... (10)
- 3 行政書士の試験ってどんな試験? ..... (17)
- 4 学習プランの紹介 ..... (24)
- 5 科目ごとの特徴をざっくり知ろう ..... (27)

## 入門講義編

### 第1編 憲法

- テーマ0 憲法とは? ..... 2

#### CHAPTER 1 総論

- テーマ1 憲法の意味 ..... 4
- テーマ2 憲法の基本原理 ..... 7
- 過去問チェック! ..... 9

#### CHAPTER 2 人権

- テーマ1 人権享有主体 ..... 10
- テーマ2 人権の限界 ..... 12
- テーマ3 幸福追求権 ..... 14
- テーマ4 法の下の平等 ..... 16
- テーマ5 自由権 ..... 18
- テーマ6 受益権 ..... 28
- テーマ7 参政権 ..... 30
- テーマ8 社会権 ..... 31
- 過去問チェック! ..... 33

#### CHAPTER 3 統治

- テーマ1 国会 ..... 35
- テーマ2 内閣 ..... 40
- テーマ3 裁判所 ..... 43
- テーマ4 天皇 ..... 47
- テーマ5 財政 ..... 48
- 過去問チェック! ..... 49

### 第2編 民法

- テーマ0 民法とは? ..... 52

#### CHAPTER 1 総則

- テーマ1 能力 ..... 59
- テーマ2 意思表示 ..... 64

- テーマ3 代理 ..... 70
- テーマ4 時効 ..... 76
- 過去問チェック! ..... 82

#### CHAPTER 2 物権

- テーマ1 物権と物権的請求権 ..... 84
- テーマ2 不動産物権変動と登記 ..... 86
- テーマ3 占有権 ..... 90
- テーマ4 即時取得 ..... 92
- テーマ5 所有権 ..... 94
- テーマ6 用益物権 ..... 96
- テーマ7 担保物権 ..... 98
- 過去問チェック! ..... 105

#### CHAPTER 3 債権

- テーマ1 債権債務関係 ..... 107
- テーマ2 債務不履行 ..... 109
- テーマ3 債権の保全 ..... 111
- テーマ4 債権譲渡 ..... 116
- テーマ5 債権の消滅 ..... 118
- テーマ6 多数当事者の債権債務関係 ..... 123
- テーマ7 契約総論 ..... 129
- テーマ8 契約各論 ..... 132
- テーマ9 契約以外の債権発生原因 ..... 137
- 過去問チェック! ..... 141

#### CHAPTER 4 親族・相続

- テーマ1 親族 ..... 143
- テーマ2 相続 ..... 147
- 過去問チェック! ..... 153

### 第3編 行政法

- テーマ0 行政法とは? ..... 156

#### CHAPTER 1 行政法の一般的な法理論

- テーマ1 行政法の基本原則 ..... 160
- テーマ2 公法と私法 ..... 163
- テーマ3 行政組織 ..... 166
- テーマ4 行政行為 ..... 170
- テーマ5 行政行為以外の行政作用 ..... 181
- テーマ6 行政強制・行政罰 ..... 186
- 過去問チェック! ..... 191

<b>CHAPTER 2 行政手続法</b>	
テーマ1 総則	193
テーマ2 処分	197
テーマ3 行政指導、届出、命令等制定	204
過去問チェック!	207
<b>CHAPTER 3 行政不服審査法</b>	
テーマ1 総則	209
テーマ2 審査請求	212
テーマ3 審査請求以外の不服申立て	219
テーマ4 教示	221
過去問チェック!	223
<b>CHAPTER 4 行政事件訴訟法</b>	
テーマ1 行政事件訴訟の種類	224
テーマ2 取消訴訟	226
テーマ3 取消訴訟以外の訴訟	239
テーマ4 教示	243
過去問チェック!	245
<b>CHAPTER 5 国家賠償・損失補償</b>	
テーマ1 国家賠償法	246
テーマ2 損失補償	250
過去問チェック!	251
<b>CHAPTER 6 地方自治法</b>	
テーマ1 地方公共団体	252
テーマ2 住民の権利	255
テーマ3 地方公共団体の機関	258
テーマ4 条例・規則	262
過去問チェック!	263
<b>第4編 商法</b>	
テーマ0 商法・会社法とは?	266
<b>CHAPTER 1 商法</b>	
テーマ1 商法総則	271
テーマ2 商行為	275
過去問チェック!	277
<b>CHAPTER 2 会社法</b>	
テーマ1 総論	278
テーマ2 会社の設立	282
テーマ3 株式	285
テーマ4 会社の機関	289
過去問チェック!	295

<b>第5編 基礎法学</b>	
テーマ0 基礎法学とは?	298
<b>CHAPTER 1 法学</b>	
テーマ1 法律用語	299
テーマ2 法の名称	303
過去問チェック!	305
<b>CHAPTER 2 裁判制度</b>	
テーマ1 裁判所	306
テーマ2 裁判外紛争処理(ADR)	309
過去問チェック!	310
<b>第6編 一般知識</b>	
テーマ0 一般知識とは?	312
<b>CHAPTER 1 政治</b>	
テーマ1 国内の政治	314
テーマ2 国際政治	321
過去問チェック!	326
<b>CHAPTER 2 経済</b>	
テーマ1 財政	327
テーマ2 経済	334
過去問チェック!	339
<b>CHAPTER 3 社会</b>	
テーマ1 環境問題	340
テーマ2 社会保障	343
テーマ3 雇用・労働	347
過去問チェック!	349
<b>CHAPTER 4 情報通信・個人情報保護</b>	
テーマ1 情報通信	350
テーマ2 個人情報保護	356
過去問チェック!	365
<b>CHAPTER 5 文章理解</b>	
テーマ1 文章理解	366
索引	369

# 本書の効果的な学習法

## 1 オリエンテーション編で試験、資格について知りましょう！

まずは**スタートアップ講座**からはじめましょう！ 行政書士の仕事内容、試験の実施日程や試験問題の形式、さらに合格までにどのような勉強をしていくのが、イラストとともにわかりやすく掲載されています。

## 2 入門講義編で行政書士試験の学習内容の概要を学びましょう！

次に、行政書士試験で学ぶ全科目の**入門講義**に進みます。主要なテーマで、かつ、知識理解のための土台となるものを、わかりやすくまとめています。図解も満載で、楽しく読み進めていくことができます。また、本文中の色の付いているところを追っていくことで、最重要の用語や定義などをおさえることができます。1つのCHAPTERを読み終えたら、知識確認として、「**過去問チェック!**」を解き、実際の試験問題も体感してみましょう。

### ●テーマ●はざっくりこんな話

まずは概要をイラストとともに確認してから学習をスタートします！

### ●板書

重要ポイントが一目瞭然です！

テーマ 1 人権享有主体

憲法に規定されている人権が「保障される対象」のことを「人権享有主体」といいます。日本国民が対象となるのは当然なので、ここで問題になるのは外国人や法人です。

外国人の権利の保障は?

○自由

1 外国人の人権

権利の性質によって保障される

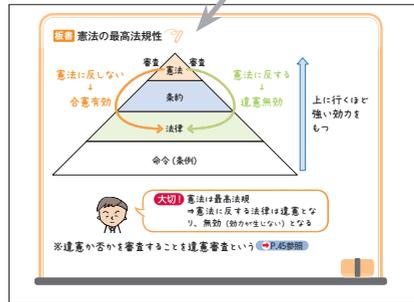
人権の普遍性から、外国人にも人権は保障されると考えられますが、日本国民と全く同じように保障されているわけではありません。

外国人については、**権利の性質上日本国民のみを対象としているものを除き、人権が保障される**、と考えられています（判例・通説）。

この考え方を性質説といいます。人権の性質によって、外国人に保障される人権かどうかが決まるとする考え方です。判例には、最高裁判所の下した判断があります。

たとえば、選挙権は、国民主権原理の表れとして国民が国の政治に参加するための権利です。国民主権とは、国政の最高決定権が国民にあるとする原理です。したがって、権利の性質上、選挙権は日本国民のみを対象としているものであり、外国人には保障されない、と判断されます。

また、わが国の政治的意思決定に影響を及ぼすような政治的活動の自由も、外国人には保障されていません（マクラン事件）。



CHAPTER 1 総論 過去問チェック!

問1 テーマ1

憲法は最高法規として、国内の法秩序において最も強い効力が認められることも多い。日本国憲法も最高法規としての性格を備えるが、判例によれば、国際協調主義がとられているため、条約は国内法として憲法よりも強い効力を有する。(H29-7-4)

問2 テーマ2

憲法の改正について国民の承認を得るには、特別の国民投票において、その3分の2以上の賛成を得ることが必要である。(H13-7-4)

解答

問1 × 条約よりも最高法規である憲法の方が強い効力を有している。

問2 × 国民投票は、過半数の賛成でOK(96条1項)。

### ●過去問チェック!

入門講義を読めば解ける問題を厳選しています!

オリエンテーション編

合格へのはじめの一步

# スタートアップ講座

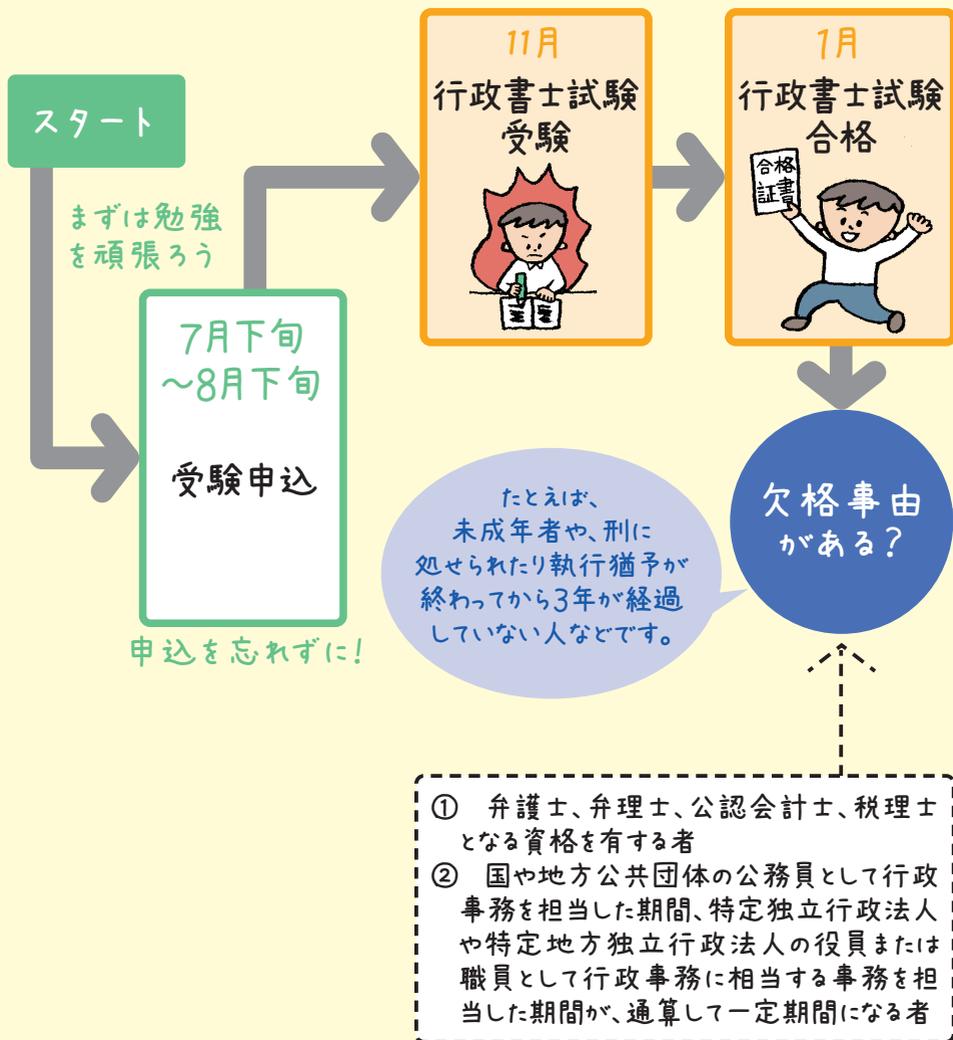
行政書士の世界へ  
みなさんを招待します!!

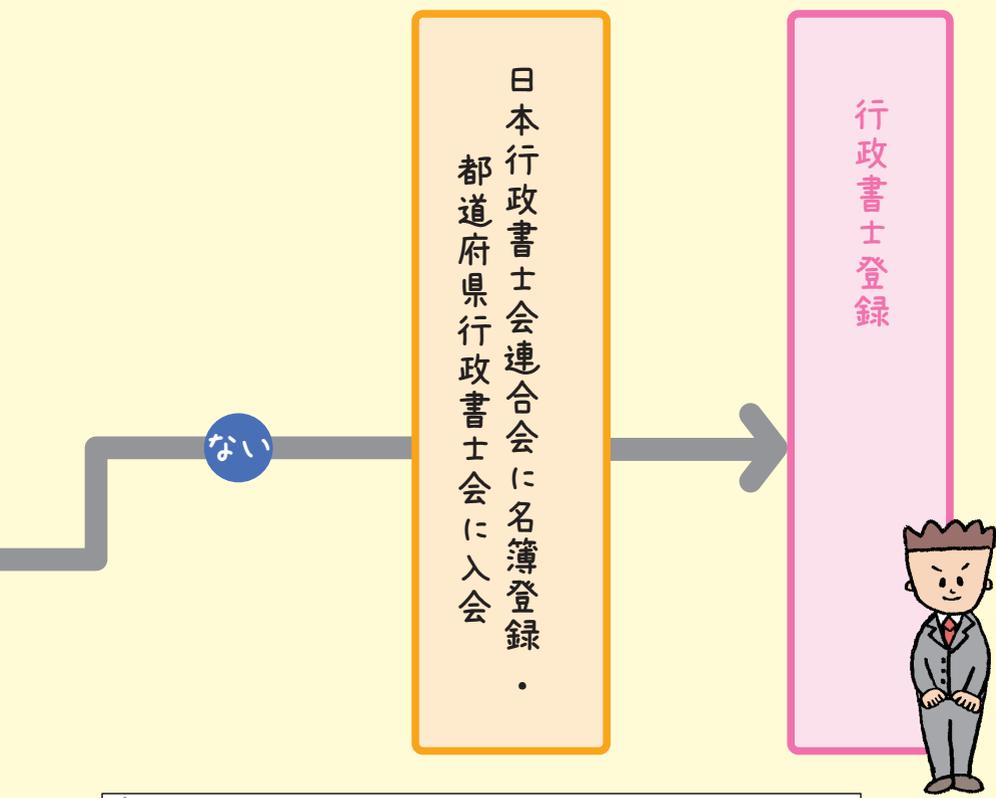


# 1 行政書士になるまで



行政書士は、国家資格です。  
本試験に合格して、各都道府県の行政書士会を經由して、日本行政書士会連合会の登録を受ければ、「行政書士」として仕事ができるようになります。ここでは、そのフローを簡単にご紹介します。





【参考】行政書士の登録費用  
 (東京都行政書士会の場合。2020(令和2)年9月末日現在)

登 録	登録免許税	30,000円	}	21,000円
	登録手数料	25,000円		
行政書士会 入会	入会金	200,000円	}	
	行政書士会会費3ヶ月分	18,000円		
	行政書士政治連盟会費3ヶ月分	3,000円		

←収入印紙  
 } ←事前に銀行振込  
 ←現金を窓口へ持参

## 2 行政書士とはどんな資格?

「行政書士」ってどんな資格なんだろう?  
資格をとるとどんなメリットがあるの?  
…こんな数々のギモン点にお答えします。



### 行政書士=国民にもっとも身近な「街の法律家」

国家資格

行政書士



書類作成  
業務

許認可申請  
の代理

相談業務

行政書士は、1951年（昭和26年）に成立した「行政書士法」により誕生した「**国家資格**」です。

行政書士の仕事は、大きく分けて、「**書類作成業務**」「**許認可申請の代理**」「**相談業務**」の3つに分類されます。これらは、行政書士法1条の2と1条の3に記載された法定業務です。

### 書類作成業務とは?

国や地方公共  
団体など

官公署に  
提出する  
書類

・建設業許可  
・会社設立  
・帰化申請  
など

事実証明  
に関する  
書類

・内容証明郵便  
・財務諸表  
・会計帳簿  
など

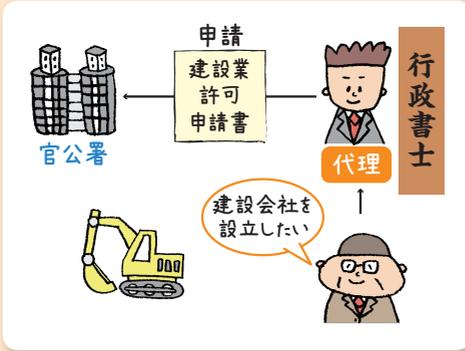
権利義務  
に関する  
書類

・遺言書  
・遺産分割協議書  
・示談書  
など

行政書士は**書類の作成代理人**として、法的な問題が起こらないように、事前予防の観点から契約書等の作成をしていきます。

作成できる書類は、**大きく3つ**に分類できます。

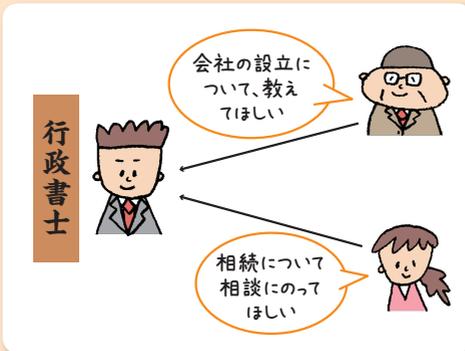
## 許認可申請の代理とは？



そして、行政書士は作成した書類を、依頼主に代理して、官公署に提出することが認められています。

そのため、国民（依頼主）と官公署を結ぶパイプ役として、交渉（折衝）能力が求められます。

## 相談業務とは？



また、顧客から依頼された書類作成について、相談に応じることが業務として認められています。

相続手続に関する相談といった個人レベルの内容から、企業の経営・法務相談といったコンサルティング業務まで、内容はさまざまです。



最近では、書類作成に伴う相談業務を通じて、顧客が抱える問題にアドバイスしたり、新規ビジネスの提案をしたりなど、コンサルティング業をメインとする人も多くなっています。

現在では、書類を作成しなくても、依頼者に相談料を請求することができます。

# 3 行政書士の試験ってどんな試験？

行政書士試験とはどんな試験なのか、  
受験データや試験制度の概要を見ていきましょう。



以下は、2020年10月現在の情報に基づいています。試験の詳細などについては、一般財団法人行政書士試験研究センター（以下「センター」という）のホームページなどで、必ずご自身でご確認ください。

## I 受験データを見てみよう

### 受験データ① 受験者数、合格者数等の推移

行政書士試験の過去10年の受験者数、合格者数等は、以下のとおりです。

年度	H22年度 (2010年)	H23年度 (2011年)	H24年度 (2012年)	H25年度 (2013年)	H26年度 (2014年)
受験申込者数(人)	88,651	83,543	75,817	70,896	62,172
受験者数(人)	70,586	66,297	59,948	55,436	48,869
合格者数(人)	4,662	5,337	5,508	5,597	4,043
合格率	6.6%	8.1%	9.2%	10.1%	8.3%

年度	H27年度 (2015年)	H28年度 (2016年)	H29年度 (2017年)	H30年度 (2018年)	R元年度 (2019年)
受験申込者数(人)	56,965	53,456	52,214	50,926	52,386
受験者数(人)	44,366	41,053	40,449	39,105	39,821
合格者数(人)	5,820	4,084	6,360	4,968	4,571
合格率	13.1%	10.0%	15.7%	12.7%	11.5%

気になる合格率は、低い年で6.6%、高い年で15.7%となっていて、10年間の平均は10.5%くらいです。

ここ5年は、10%を超えるような高い合格率が続いていますが、今後どのように推移していくかは注目が必要です。

なお、平成26年度(2014年)は、現在の試験制度が平成18年度(2006年)に導入されて以来はじめて、補正的措置が実施され、法令科目の合格基準が引き下げられました。

# 4 学習プランの紹介

ここでは、TAC出版書籍（みんなが欲しかった!行政書士シリーズ）のご紹介と、その書籍を使った効果的な学習法・学習スケジュールについて説明します。



## 入門書

### 1 行政書士 合格へのはじめの一步 **本書**



- ・「**オリエンテーション編**」で、行政書士という資格と行政書士試験について、さらっと確認してイメージをつかみましょう。
- ・「**入門講義編**」で、各科目の内容をざっと読んで全体像をつかむとともに、法律学習になれましょう。

### 2 行政書士の教科書



- ・まずは1回、ざっと読んで**全体像**をつかみましょう。わからないところがあっても、どんどん読み飛ばします。
- ・**本文**をじっくり、力を入れて読み込みましょう。
- ・「**例題**」は必ず解きましょう。できなときは、すぐに本文に戻って知識を確認しましょう。

### 3 行政書士の問題集



- ・『行政書士の教科書』の1回目を読む段階から、できればSectionごと、少なくともCHAPTERごとに、『行政書士の問題集』の問題を解きましょう。
- ・できなかった問題は、**解説に記載されているリンク**をもとに『行政書士の教科書』に戻って確認しましょう。



## 実力養成

### 4 行政書士の最重要論点150



- ・『行政書士の教科書』の重要な150の論点をピックアップアップして、見開き2ページ1論点（項目）の構成、図表中心でまとめています。

### 5 行政書士の判例集



- ・最重要判例を中心に、重要度に応じてメリハリをつけながら、憲法・民法・行政法・商法の数多くの判例を掲載しています。



## 過去問演習

### 6 行政書士の5年過去問題集



- ・5年分の本試験問題を、詳細な解説と問題ごとの正答率とともに、新しい順に**年度別に収録**しています。
- ・出来具合に一喜一憂することなく、また解きっぱなしにせず、できなかった問題は、『行政書士の教科書』に戻って復習しましょう。

### 7 行政書士の肢別問題集



- ・実際の本試験問題を素材にしなから、法令(等)科目の重要論点を、選択肢ごとに分解し、**1問1答形式**で、知識を確認できる1冊です。
- ・選択肢(問題)ごとに、重要度ランク・肢を切るポイントを明示しているので、メリハリをつけた学習が可能です。

## 記述対策

### 8 行政書士の40字記述式問題集



- ・過去問題を題材にした**解法マニュアル**と、**過去問題&オリジナル予想問題**が1冊に集約されています。
- ・一通りの学習が終わって、直前期に40字記述式対策を行われる受験生が多いようですが、**実力養成の学習**と同時並行することで、より知識定着を図ることも可能です。

## 直前対策

### 9 本試験をあてる TAC直前予想 行政書士

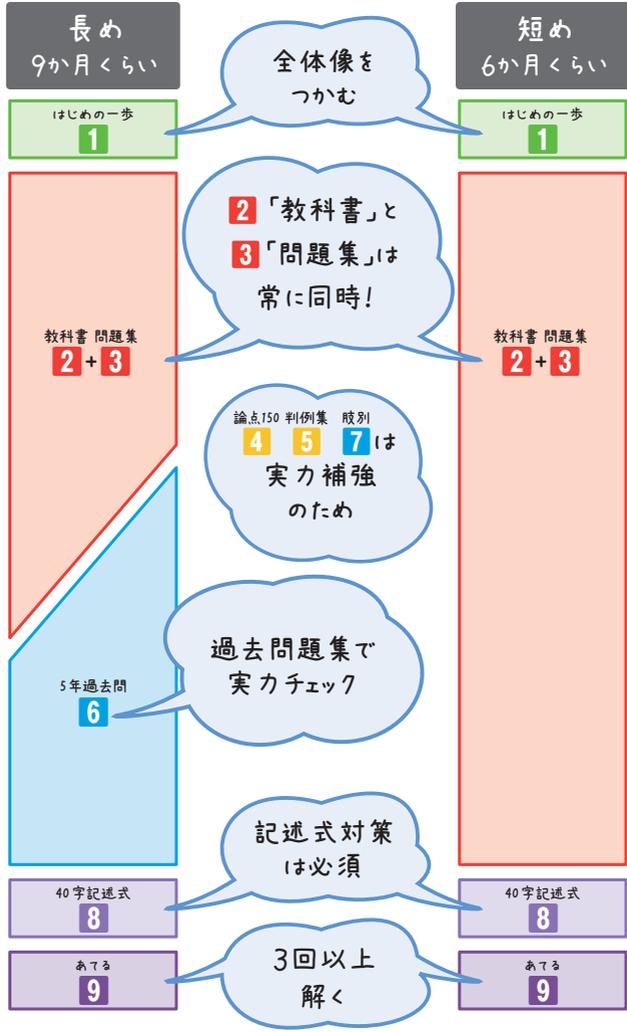


- ・出題傾向を徹底分析した予想問題を**3回分収録**しています。
- ・問題部分は回数ごとに取り外せるようになっているので、**実際の本試験を意識したシミュレーション**を行うことができます。是非とも**時間(180分)**を計りながらチャレンジしてみましょう。

# 合格!

# 効率的な学習プラン

今現在



本試験日

合格!

「教科書」を読み、「問題集」を解く。  
これが実力養成のキホンです!



# 5 科目ごとの特徴をざっくり知ろう

ここでは、各科目の特徴を説明します。



## ① 憲法

問題数 5肢択一式 5問  
多肢選択式 7問

配点 28点



実際の本試験問題の冒頭は「基礎法学」ですが、法律の基礎を効果的に学ぶために、本書を含めた行政書士試験対策書籍の冒頭は「憲法」ということが多いです。

総論：憲法に共通する基本原理

人権：国民の権利など

統治：国の統治の仕組み

### 特徴

- ◆「人権」は判例、「統治」は条文をもとにした出題が多い

### 攻略法

- ◆「人権」は判例知識の蓄積!
- ◆「統治」は条文知識の暗記!

「総論」からの出題はあまりなく、「人権」「統治」からの出題がほとんどです。

「人権」では裁判所が出した判断である判例の知識を得ること、「統治」では日本国憲法に書かれている条文の知識を覚えることが学習の中心になります。

# 学習マップ

行政書士試験の  
全科目関係を  
一覧にすると  
こんな感じ!



憲法や行政法みたいに  
国や役所と国民との  
間の法律関係を  
公法って呼ぶよ!



## 第1編 憲法

総論

法の下 の平等	国会	
自由権	内閣	
受益権	裁判所	
参政権		
社会権		
⋮		
人権	統治	

関連あり

関連あり

行政組織や  
行政法の  
基本ルール

## 第3編 行政法

行政法の一般的な法理論

行政手続法	行政不服審査法
行政事件訴訟法	
国家賠償・損失補償	
地方自治法	

関連あり

## 第2編 民法



財産

総則

物権

債権



家族

親族

相続

商人に  
ついての  
特別な  
ルール



## 第4編 商法



個人商店

商法



株式会社

会社法

## 第5編 基礎法学

法学

裁判制度

裁判所の組織の  
学習は基礎法学  
でも使えるよ!



関連  
あり

## 第6編 一般知識

政治

経済

社会

情報通信・個人情報保護

文章理解



時事ネタも  
出るよ!

統治の条文知識や  
行政組織の学習は  
政治分野でも  
活用できるよ!





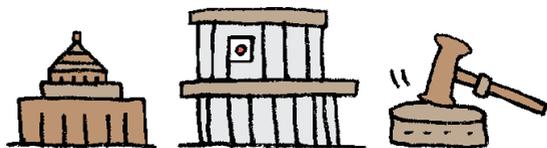
入門講義編

# 第1編 憲法

CHAPTER 1 總論

CHAPTER 2 人權

CHAPTER 3 統治



# 憲法とは？

## 1 憲法の意義

憲法は国家権力を制限するルール

憲法は何のための法規範なのでしょう？

**憲法**は、国民の権利や自由を守るために、国家権力を制限するために作られた法規範です。

したがって、民法や刑法などの法律と異なり、国民が守るように求められているのではなく、**国家権力が守るように求められているルール**なのです。

### 板書 憲法の意義

国家を統治するには**権力**が必要

みんなで暮らしていくにはルールが必要で、  
ルール違反をする者は取り締まる必要がある

↓ **しかし**

権力者は権力を**濫用**しがちで、歯止めをかける必要があるから、**憲法**を作って**国家権力の濫用から国民を守る**ことにした

↓ **つまり**

**憲法**は、国民の権利や自由の保障のために作られたルールであり、**国家権力を制限するルール**といえる

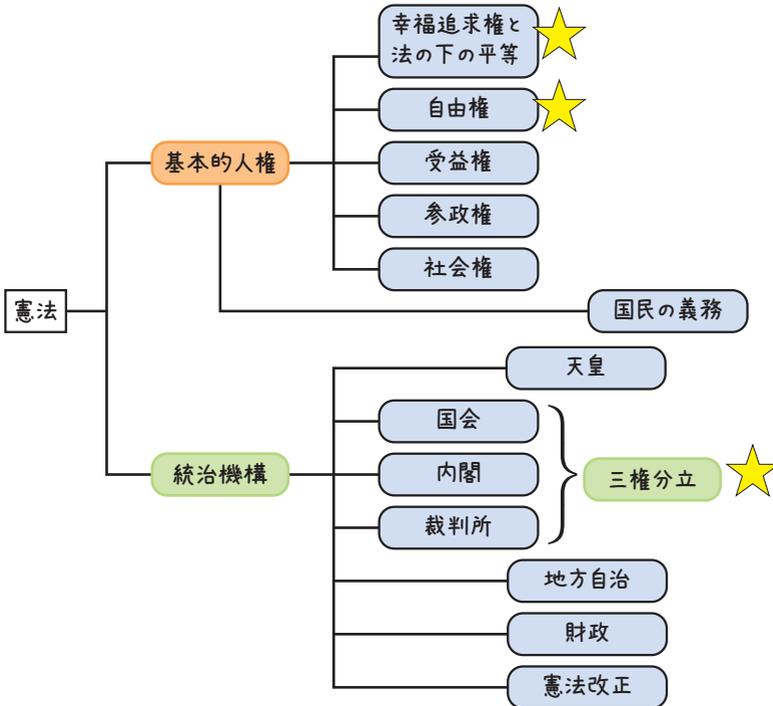
## 2 憲法の全体構造

人権と統治の2分野で構成

憲法は基本的人権と統治機構の2つの分野から構成されています。

憲法は国民の権利・自由を守ることを目的に作られたルールです。したがって、基本的人権の保障が目的であり、統治機構の規定はそのための手段として規定されていると考えられています。

### 板書 憲法の全体構造



**大切!** 試験的に重要なのは、★印を付けた部分です。★印が付いた部分で出題内容の8割程度がカバーされています

# 憲法の意味

ざっくり

テーマ1はこんな話

教科書 Section 1

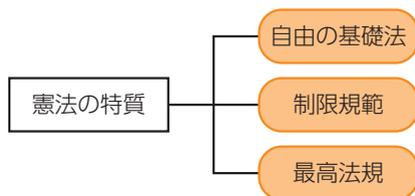


憲法の大きな特徴を押さえます。憲法規範の3つの特質と統治の大原則である権力分立制についてみていきましょう。

## 1 憲法規範の特質

憲法には3つの特質がある

憲法規範には、①自由の基礎法、②制限規せいげん きはん範、③最高法規さいこうほうきという3つの特質があります。



### ① 自由の基礎法

憲法が制定された目的は、国民の自由が国家権力によって不当に制限されることのないようにすることでした。

そこで、憲法は、国民の自由を保障する規定（人権規定）をおき、国民の自由を基礎づける自由の基礎法としての特質を備えています。

### ② 制限規範

憲法が自由の基礎法として国民の自由を守るためには、その権利・自由を侵害する可能性の高い存在である国家権力を制限していくことが必要になり

ます。

そこで、憲法は、国民の自由を国家権力から守るという意味で、**国家権力を制限する法（＝制限規範）**としての特質も備えています。

### ③ 最高法規

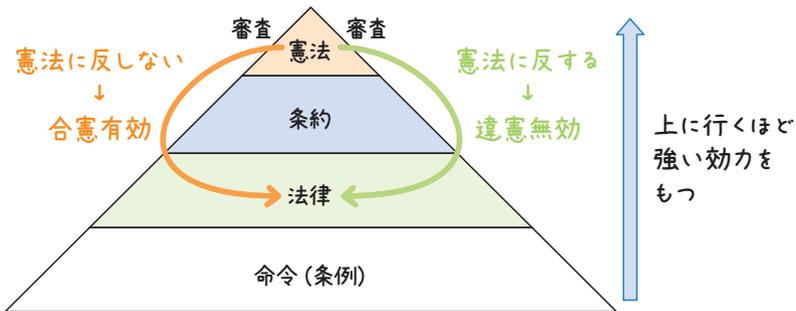
憲法が国民の自由を守るため国家権力を制限していく法であるとする、すべての国家権力よりも上位にあって、すべての国家権力に歯止めをかけることが可能でなければなりません。

そのためには、憲法の効力が他の法規範に優越し、わが国の法体系のなかで最上位にあることが必要になります。このことを憲法の**最高法規性**といいます。その結果、**憲法に反する法規範は無効**となります。



憲法に反することを「違憲」といいます。

#### 板書 憲法の最高法規性



**大切!** 憲法は最高法規  
→ 憲法に反する法律は違憲となり、無効（効力が生じない）となる

※ 違憲か否かを審査することを違憲審査という → P.45参照

## 2

# 三権分立

立法権・行政権・司法権の三権分立

## 1 権力分立制

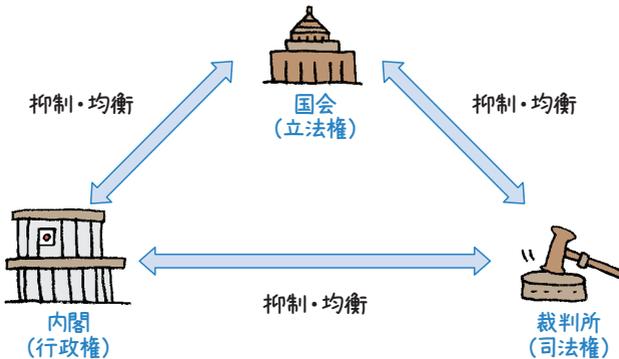
国家権力が1つの国家機関に集中すると、権力の濫用が生じ、国民の権利・自由が侵害されるおそれが生じます。

そこで、国家の作用を性質に応じて区別し、それを分離して異なる機関に担当させるようにします。それによって各機関が抑制し合い、相互に均衡を保つことで国民の人権を保障しようとする仕組みが権力分立制です。

## 2 三権分立

権力分立制の典型的なあり方が立法権・行政権・司法権の3つに分ける三権分立です。日本国憲法においては、立法権を国会に、行政権を内閣に、司法権を裁判所に担当させています。

### 板書 三権分立



**大切!** 国会－立法権、内閣－行政権、裁判所－司法権という三権分立制は国民の人権保障を目的とする制度

# 憲法の基本原理

ざっくり

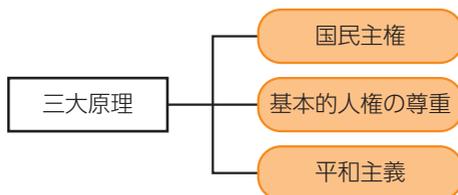
教科書 Section 2

テーマ2はこんな話



日本国憲法の三大原理として、①国民主権、②基本的人権の尊重、③平和主義があります。ここではその概要と憲法改正についてみていきましょう。

## 【憲法の三大原理】



## 1 国民主権<sup>しゅけん</sup>

国民が国政の決定権者

国民主権とは、簡単にいえば、国民が政治の主人公であるということです。もう少し厳密な言い方をすれば、この場合の**主権**とは**国政の最高決定権**のことを指しています。

したがって、国政の最高決定権が国民にあること、つまり、**国民に国の政治のあり方を最終的に決定する力がある**ということです。



主権という言葉には複数の意味があります。

①国家の統治権、②国家権力の最高独立性、③国政の最高決定権の3つです。国民主権という場合、③の意味で使われています。

## 2 基本的人権の尊重

人権は人が当然に有する権利

基本的人権とは、人間であることにより当然に有する権利を指すとされています。

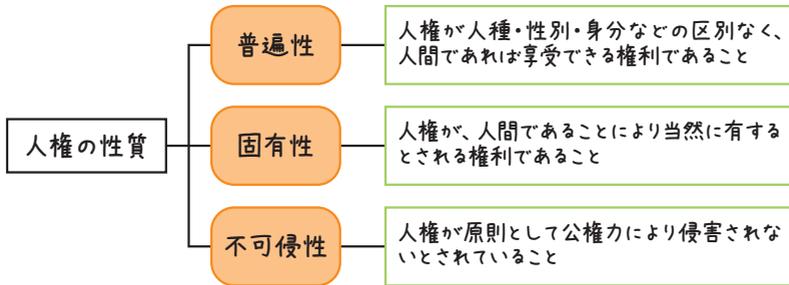
憲法は国民の自由を守るための法ですから、国民の権利・自由の保障を意味する基本的人権の尊重は、憲法によって立つ大きな原理です。



ただし、基本的人権という表現は、人権の中で基本的なものだけを指すものではなく、人権が基本的な権利であることを明らかにするための表現にすぎません。「基本的人権」＝「人権」と考えておきましょう。

基本的人権には、①<sup>ふへん</sup>普遍性、②固有性、③<sup>ふかしん</sup>不可侵性の3つの性質があるとされています。

### 板書 基本的人権の性質



## 3 平和主義

戦争放棄・戦力の不保持

日本国憲法では、徹底した平和主義の立場をとっており、戦争放棄・戦力不保持等を明文で宣言（9条）しています。

## 4 憲法改正

改正手続は厳格

日本国憲法は改正が可能ですが、その手続は非常に厳格なものとなっています。

このように通常<sup>通常</sup>の法律制定手続よりも厳格な改正手続が定められている憲法<sup>憲法</sup>を硬性憲法<sup>こうせい</sup>といいます。

具体的には、①各議院の総議員の3分の2以上の賛成⇒②国会の発議⇒③国民投票で過半数の賛成⇒④天皇の公布という手続が必要です（96条）。

### CHAPTER 1 総論 過去問チェック！

#### 問1 テーマ1 1

憲法には最高法規として、国内の法秩序において最上位の強い効力が認められることも多い。日本国憲法も最高法規としての性格を備えるが、判例によれば、国際協調主義がとられているため、条約は国内法として憲法よりも強い効力を有する。

(H29-7-4)

#### 問2 テーマ2 4

憲法の改正について国民の承認を得るには、特別の国民投票において、その3分の2以上の賛成を得ることが必要である。(H13-7-4)

解答

問1 × 条約よりも最高法規である憲法の方が強い効力を有している。

問2 × 国民投票は、過半数の賛成でOK（96条1項）。

# きょうゆう 人権享有主体

ざっくり

教科書 Section 1

テーマ1はこんな話



憲法に規定されている人権が保障される対象のことを「人権享有主体」といいます。日本国民が対象となるのは当然なので、ここで問題になるのは外国人や法人です。

## 1 外国人の人権

権利の性質によって保障される

人権の普遍性から、外国人にも人権は保障されると考えられますが、日本国民と全く同じように保障されているわけではありません。

外国人については、**権利の性質上日本国民のみを対象としているものを除き、人権が保障される**、と考えられています（判例・通説）。



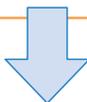
この考え方を性質説といいます。人権の性質によって、外国人に保障できる人権かどうかが決まるとする考え方です。  
判例とは、最高裁判所の下した判断をいいます。➡P.307参照

たとえば、選挙権は、国民主権原理の表れとして国民が国の政治に参加するための権利です。国民主権とは、国政の最高決定権が国民にあるとする原理です。したがって、権利の性質上、選挙権は日本国民のみを対象としているものであり、外国人には保障されない、と判断されます。

また、わが国の政治的意思決定に影響を及ぼすような政治的活動の自由も、外国人には保障されていません（マクリーン事件）。

**板書** 外国人に保障されない人権 

外国人の人権保障⇒権利の性質上適用可能なものは保障される



**×** 外国人に保障されない人権

入国の自由・在留の権利  
参政権（選挙権・被選挙権）  
社会権



**大切!** 権利の性質上適用可能な人権規定は、外国人にも適用される!

## 2 法人の人権

法人の性質も考慮される

株式会社などの法人も、社会のなかで有用な役割を果たしていることから、人権享有主体として認められており、**権利の性質上可能な限り人権が保障される**とされています（判例・通説）。

法人で問題となるのは政治献金けんきんの自由です。株式会社が政治献金をしたケースでは、法人（株式会社）にも政治献金の自由が認められています（八幡製鉄事件）。一方、税理士会が政治献金をしたケースでは、法人（税理士会）には政治献金の自由は認められませんでした（南九州税理士会事件）。



税理士会の事件では、税理士会が強制加入団体であることを理由として、税理士会が政治献金をすることは目的の範囲外の行為（することが許されていない行為）と判断されています。



みんなが欲しかった！行政書士シリーズ  
2021年度版  
みんなが欲しかった！行政書士 合格へのはじめの一步

発行日 2020年11月9日  
初版発行  
編著者 TAC株式会社（行政書士講座）  
発行者 多田敏男  
発行所 TAC株式会社 出版事業部（TAC出版）  
〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492  
FAX 03-5276-9674  
<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2020

管理コード 09431P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。